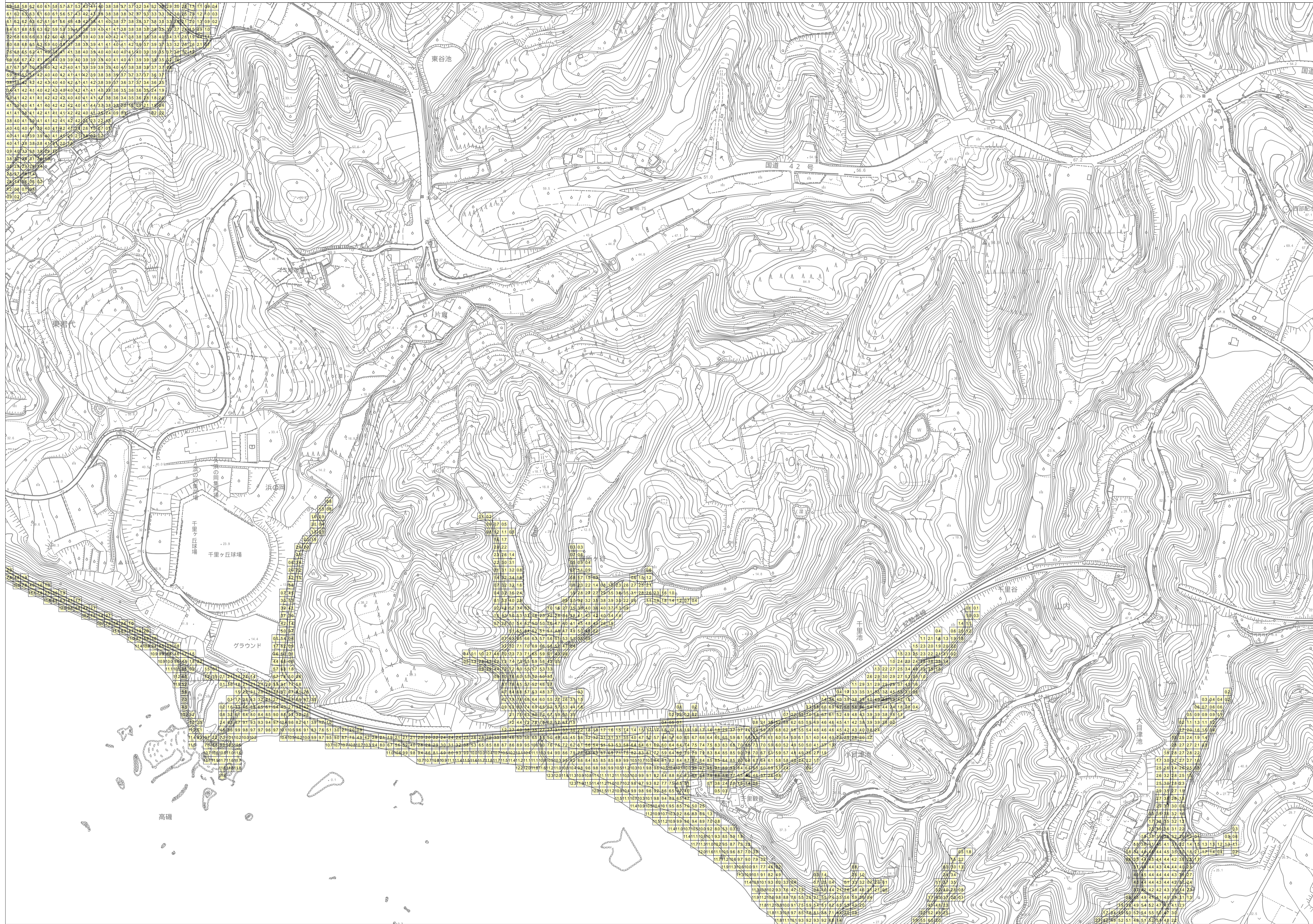
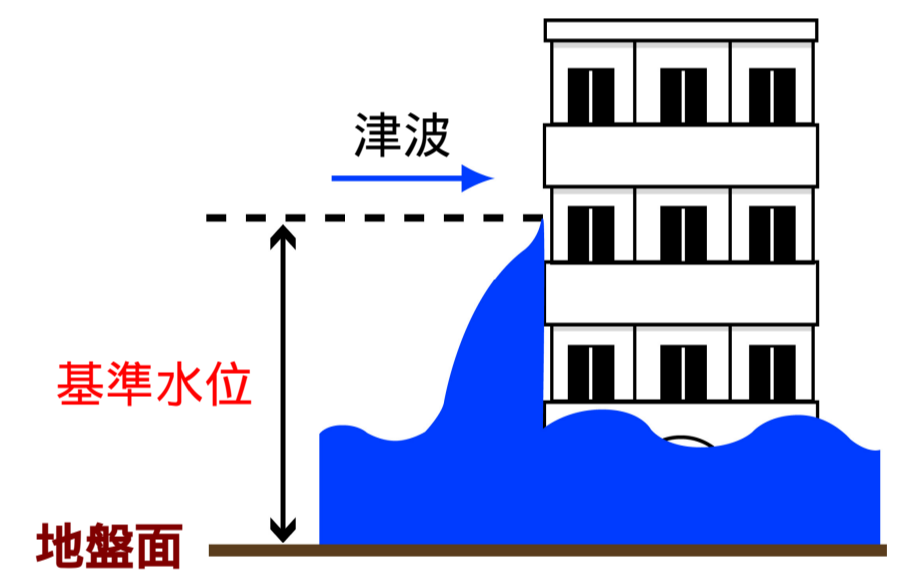


津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書



【津波災害警戒区域】
 「津波災害警戒区域」は、津波
 防災地域づくりに関する法律（
 平成 23年法律 123号（以下、
 「法」といふ））第 53条第 1項に
 基づく区域です。
 「津波災害警戒区域」は、津波
 浸水想定（法第 8条第 1項）を
 踏まえ、最大クラスの津波が発
 生した場合に、津波による人的
 災害を防止するために警戒避
 難体制を特に整備すべき区域
 です。

【基準水位】
 「基準水位」は、津波浸水想定
 に定める水深に係る水位に建
 築物等への衝突による津波の
 水位の上昇を考慮して必要と
 認められる値を加えて定める
 水位で、津波の発生時におけ
 る避難場所の高さの基準にな
 る水位（法第 53条第 2項）に
 基づく水位です。
 「基準水位」は、地盤面からの
 高さ（メートル単位）で表示し
 ています。（下図参照）

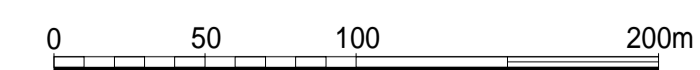


【背景地図】
 「背景地図」は、平成 24年 12
 月の航空写真等を基に作成
 しているため、道路や建物な
 どが現況と異なっている場合
 があります。

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位 m)
市町村名	みなべ町
図面番号	み-6

津波災害警戒区域 区域図

この地図は、みなべ町長の承認を得て、同町所管の測量成果
 みなべ町地形図(1/2500)DMデータを使用して調製したものです。



縮尺
1:2,500

告示番号	和歌山県告示第 461号
告示年月日	平成 28年 4月 19日